

各位

会社名 株式会社小僧寿し  
代表者名 代表取締役社長 小林 剛  
(JASDAQコード: 9973)  
問合せ先 経営企画部室長 毛利 謙久  
(電話番号 03-4586-1122)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年9月26日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

2019年8月27日公表の「第三者割当による種類株式の発行（現物出資（デット・エクイティ・スワップ））、種類株式の買取契約の締結、第6回新株予約権の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、2019年8月27日開催の当社取締役会において、株式会社JFLAホールディングス（以下、「JFLAH」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による種類株式（以下、「本種類株式」といいます。）の発行並びにEVO FUNDを割当予定先とする第三者割当による第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しておりますが、当社定款において、種類株式である本種類株式に係る規定を新設し、また、本種類株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性がある当社普通株式の発行可能株式数を増加させるため、必要な変更を行うものであります。

なお、以下に記載する定款変更のうち、A種種類株式の新設及び当社の発行済株式総数を158,707,060株に変更する変更については、本株主総会の終結と同時に効力を発生するものとします。また、本種類株式及び本新株予約権が発行された場合、発行済株式及び潜在株式の数が大幅に増加することになるため、その後の機動的な資本政策を可能とするため、本種類株式が発行されることを条件として、本種類株式の発行と同時に、会社法第113条第3項第1号の範囲内で、さらに当社の発行済株式総数を増加させるものであります。

##### 2. 定款変更（1）

本株主総会の終結時に効力が発生する変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
------	-----

第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、71,015,300株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>158,707,060株とし、各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。</u></p> <p>普通株式 <u>158,707,060株</u> A種類株式 <u>40,000,000株</u></p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種類株式につき1株とする。</u></p>
<p>第8条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2章の2 <u>A種類株式</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当) 第10条の2 <u>当社は、A種類株式を有する株主(以下「A種類株主」という。)及びA種類株式の登録株式質権者(以下「A種類登録株式質権者」という。)に対しては、配当を行わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(残余財産の分配) 第10条の3 <u>当社は、残余財産を分配するときは、A種類株主又はA種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種類株式1株につき10円を支払う。</u> 2. <u>A種類株主又はA種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u> 3. <u>当社が残余財産の分配を行う額が、A種類株主又はA種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、A種類株主又はA種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(議決権) 第10条の4 <u>A種類株主は株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会の議決権) 第10条の5 <u>当社が、会社法第322条第1項各号</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種 類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(A種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約 権の割当てを受ける権利等)</p> <p>第10条の6 当社は、株式の併合をするときは、 普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で 併合する。</p> <p>2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式 及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で 分割する。</p> <p>3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを 行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株 主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種 種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを 受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の 割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株 式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割 合で与える。</p> <p>5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割 当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通 株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権 利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新 株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時 に同一の割合で与える。</p> <p>6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当 てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする 新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式 を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同 一の割合で行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(A種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権)</p> <p>第10条の7 A種種類株主は、A種種類株式発行後、 [2020]年[3]月[31]日（当該日が営業日でない場合 には、翌営業日）以降はいつでも当会社社に対して、次 項に定める算定方式に従って算出される数の当会社の 普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全 部又は一部を取得することを請求することができるも のとする。</p> <p>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株 式の数、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第 3項に定める取得比率（但し、本条第4項の規定によ り調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A</p>

種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

3. 取得比率は、当初、1とする。

4. ①当社は、A種種類株式の発行日後、本項②号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\frac{\text{調整後取得比率}}{\text{調整前取得比率}} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

②取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(ア) 本項③(イ)に定める時価を下回る払込金額をもって当会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(イ) 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(ウ) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第③号(イ)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第③号(イ)に定める時価を下回る価額をもって当会社

普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

（エ） 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第③号（イ）に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

（オ） 本項第②号（ア）乃至（ウ）の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項第②号（ア）乃至（ウ）の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

③ 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

（ア） 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

（イ） 取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本号(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

（ウ） 取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項第②号（イ）の場合には、取得比率調整式で使用する交付普通株式数は、基準日

<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。</u></p> <p><u>④ 本項②の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。</u></p> <p><u>(ア) 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(イ) その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。</u></p> <p><u>(ウ) 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p><u>⑤ 本号に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本項第②号(イ)に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p><u>(A種種類株式の譲渡の制限)</u></p> <p><u>第10条の8 譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第16条の2 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2. 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>3. 第12条、第13条、第14条及び第16条の規定は種類株主総会に準用する。</u></p> <p><u>4. 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか</u></p>
---	---

(新設)	<p>種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、<u>第11条の規定を準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条</u> <u>第6条及び第7条の変更、第10条の2乃至第10条の8並びに第16条の2の新設については、令和元年9月26日をもって効力を生ずるものとする。なお、附則第1条は、これらの定款変更の効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>
------	---

### 3. 定款変更（2）

本種類式の発行を条件とし、本種類式の発行と同時に進行される変更の内容は次のとおりであります。

変更前定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>158,707,060株</u>とし、各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>158,707,060株</u> A種種類株式 <u>40,000,000株</u></p>	<p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>318,707,060株</u>とし、各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>318,707,060株</u> A種種類株式 <u>40,000,000株</u></p>

### 4. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年9月26日
本株主総会の終結時に効力が発生する定款変更（上記定款変更（1））の効力発生日（予定）	2019年9月26日
本種類式の発行（予定）	2019年9月27日
本種類式の発行を条件とする定款変更（上記定款変更（2））の効力発生日（予定）	2019年9月27日

以上